

令和 7 年 9 月 3 日
 子ども・若者部
 子ども・若者支援課
 保 育 課
 保育認定・調整課

「こども誰でも通園制度」の実施について

1 主旨

国は、子どもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備するため、保育園等を利用していない未就園児が月一定時間の利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等を利用できる「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」（以下「国事業」という。）を令和 7 年度から地域子ども・子育て支援事業として制度化し、令和 8 年度には新たな給付制度として位置づけ、全国の自治体で実施を義務化する。

区における国事業の実施については、本年 3 月に策定した「世田谷区子ども・若者総合計画（第 3 期）」において、令和 8 年度からの実施に向けた準備と提供体制の確保に取り組むとしており、同計画に内包される「子ども・子育て支援事業計画（令和 7 年度～11 年度）」（以下「現計画」という。）において、令和 11 年度までに需要量を満たすよう計画的に利用可能枠を確保することとしている。

一方、区では、令和 6 年度から都の補助事業である「多様な他者との関わりの機会の創出事業」（以下「都事業」という。）を活用し、保護者の就労等の有無にかかわらず、未就園児を私立保育園、認証保育所、私立幼稚園等で一定期間預かる「未就園児の定期的な預かり事業」（以下「区事業」という。）を実施している。都は令和 7 年度より、自治体での準備が整い次第、都事業を単独補助から国事業の上乗せ補助に転換することとしており、区としても、都事業を引き続き活用できるよう、現在の区事業を国事業・都事業の両方の基準を満たす形で再編する必要がある。

国や都の定める事項が一部検討中の状況ではあるが、現時点で国から示されている内容や、都の令和 7 年度補助事業の内容に基づき、区における事業の実施内容及び準備が必要な取組みについて報告する。

2 令和 8 年度の区実施内容

（1）利用方法

国事業は、国の「こども誰でも通園制度総合支援システム」（以下「システム」という。）に施設が時間単位で設定した予約枠に対し、利用者がシステム上で予約を申し込む「柔軟利用」と、施設と利用者で定期的な利用日・利用時間を相談のうえ、決定した内容を施設がシステムに入力する「定期利用」の 2 種類に対応している。

一方、現在の都事業は一定程度継続的に（原則として複数月）預かることで子どもの健やかな成長を図ることを目的としており、「柔軟利用」は補助対象とならないことから、区事業は現在と同様に「定期利用」の方法で実施する。

（２）利用料

国事業では、利用料を１時間当たり 300 円程度を標準として各事業所が設定するとしている。一方、都事業では利用料の上限を１時間当たり 275 円としており、令和 8 年度については示されていないため、区事業においては都事業に合わせた上限額とする。

また、都事業は認可保育所等での第 1 子保育料無償化の一環として、令和 7 年 9 月より無償化されている。国事業は全国での広域利用が可能な制度になっているため、区としては本区の児童が区事業を利用した場合に限り、利用料を無償（区が施設に利用料相当額を支払う代理受領）とする。

（３）対象年齢

国事業は、対象年齢を生後 6 か月から満 3 歳未満（3 歳の誕生日の前々日まで）としている。一方、自治体予算で対象年齢を 2 歳児クラス年齢（3 歳の誕生日を迎えた年度末）まで延長することはシステム上可能となっており、対象年齢の延長分については、都事業に該当する場合は都補助の対象となる。

区事業では、令和 7 年度は認証保育所や一部の私立保育園が生後 5 か月から 2 歳児クラス年齢までの受入れを行っているが、システムが生後 6 か月未満の利用に対応していないことや、多様な主体が事業を実施することを踏まえ安全性を確保する観点から、開始年齢は国事業に合わせ生後 6 か月とし、2 歳児クラス年齢までを対象とする。

（４）利用上限

国事業は、令和 7 年度は子ども一人当たり月 10 時間を利用上限としており、令和 8 年度については検討中である。また、自治体予算で自治体内のみで利用できる利用枠を上乗せすることもシステム上可能となっており、利用枠の上乗せ分については、都事業に該当する場合は都補助の対象となる。（国事業の対象とならない満 3 歳児については自治体の上乗せ利用枠のみ利用可能。）

区としては、現在の区事業の実施状況等を鑑みた上で、定期利用を前提に子どもの育ちの観点から必要な時間数を確保することや、施設の入りに係る負担を考慮し、月 48 時間の利用が可能となるよう、広域利用が可能な国事業の利用枠と、区事業のみ利用できる上乗せ利用枠を設ける。

（５）実施する施設種別及び実施方法

国事業・都事業ともに、設備・運営基準を満たしているとして市町村が認可することを前提に、幅広い施設種別での事業実施を認めている。また、実施方法は一般型（在園児と合同での実施もしくは専用室又は専用施設での実施）と余裕活用型（保育園の空き定員の範囲での実施）のいずれも認められている。

区事業の実施にあたっては、保育の需要増に対応した保育の定員確保を最優先とした上で、既存施設を活用した以下の施設種別・方法で実施する。

①私立保育園、私立認定こども園、地域型保育事業（以下「私立保育園等」という。）

令和 7 年度は、0 ～ 2 歳児を対象に余裕活用型で実施しているが、空き定員に依存す

るため通年の利用枠を確保することが課題となっている。そのため、余裕活用型の継続とともに、新たに1～2歳児を対象に一時預かり専用室等を活用した一般型を実施する。

令和7年度区事業実施内容	令和8年度区事業実施内容
余裕活用型＜0～2歳児＞	余裕活用型＜0～2歳児＞ 一般型＜1～2歳児＞

②認証保育所

令和7年度は、0～2歳児を対象に一般型で実施しており、同様に実施する。

令和7年度区事業実施内容	令和8年度区事業実施内容
一般型＜0～2歳児＞	一般型＜0～2歳児＞

③私立幼稚園

令和7年度は2歳児を対象に一般型で実施しており、同様に実施する。

令和7年度区事業実施内容	令和8年度区事業実施内容
一般型＜2歳児＞	一般型＜2歳児＞

※令和8年度に実施する本事業の0歳児は生後6か月以上を指す。

※区立保育園は、在園児に限らず就学前の子どもの育ちのセーフティネットとして、子ども家庭支援センター等と連携し、要支援世帯等の緊急保育や一時保育を実施していることから、現時点で本事業は実施しないものとする。また、ほっとステイは、保護者のレスパイトを目的とした理由を問わない一時預かりの利用枠を確保するため、本事業は実施しない。

※児童発達支援センター等（障害福祉部所管）は、令和7年度は区事業を実施しておらず現時点で事業者の意向もないため、今後の状況を踏まえ実施を判断する。

（6）確保量の見込み

令和8年度の確保量は月あたり18,512時間と見込む。これは、現計画における需要量見込みに対して約5割となる。今後、事業の実施状況や利用意向を踏まえ、現計画の中間年見直し等で、区事業の上乗せ利用分を含めた需要量と確保量の推計の見直しを行い、令和11年度に需要量を満たすよう、引き続き量の確保に努めていくこととする。

○令和8年度の確保量の見込み

施設種別	施設数	時間数（月）
私立保育園等（余裕活用型）	32 施設	3,900 時間
私立保育園等（一般型）	35 施設	6,800 時間
認証保育所	16 施設	2,304 時間
私立幼稚園	20 施設	5,508 時間
合計	103 施設	18,512 時間

(7) 事業者への補助

①私立保育園等

種別	補助額																		
運営費	【余裕活用型】 利用実績に応じて支払う国基準給付費に区上乗せ補助を行う。 <table><tr><td rowspan="2"></td><td colspan="2">児童一人1時間あたり単価</td><td rowspan="2">区上乗せ分 補助上限額 (月額) ※3</td></tr><tr><td>国基準 ※1</td><td>区上乗せ分 ※2</td></tr><tr><td>0歳児</td><td>1,300</td><td>2,600</td><td>208,000</td></tr><tr><td>1歳児</td><td>1,100</td><td>2,500</td><td>200,000</td></tr><tr><td>2歳児</td><td>900</td><td>2,500</td><td>200,000</td></tr></table> ※1 国基準は令和7年度の単価。今後、単価改定があった場合には区上乗せ単価も見直す。 ※2 区上乗せ単価は、利用実績が月80時間となった場合に、保育所（21～25人定員）で在籍児童1人あたり収入の月額と同等となるよう設定。 ※3 区上乗せ分は、欠員1人につき80時間分の額を上限。		児童一人1時間あたり単価		区上乗せ分 補助上限額 (月額) ※3	国基準 ※1	区上乗せ分 ※2	0歳児	1,300	2,600	208,000	1歳児	1,100	2,500	200,000	2歳児	900	2,500	200,000
			児童一人1時間あたり単価			区上乗せ分 補助上限額 (月額) ※3													
		国基準 ※1	区上乗せ分 ※2																
	0歳児	1,300	2,600	208,000															
	1歳児	1,100	2,500	200,000															
	2歳児	900	2,500	200,000															
	【一般型】 利用実績に応じて支払う国基準給付費に区上乗せ補助を行う。 区上乗せ分 年額上限5,421,000円 ※現行の「一時預かり事業運営費補助金」と同額を補助。 ※ただし、同一の専用室で一時預かり事業と併用実施（一体的運営）する場合、年額上限は2分の1（2,710,500円）とする。																		
	開設準備経費	年額上限500,000円（事業開始の初年度のみ）																	
	無償化	日額上限2,200円／1人 ※区内在住児童のみ対象																	

②認証保育所

種別	補助額
運営費	664,000 円×実施月数 (国基準給付費を含む)
実績加算	・年間実施日数 105 日以上 209 日未満 369,000 円×実施月数 ・年間実施日数が 209 日以上 552,000 円×実施月数
開設準備経費	年額上限 4,000,000 円 (事業開始の初年度のみ)
無償化	日額上限 3,000 円／1人 ※区内在住児童のみ対象

③私立幼稚園

種別	補助額
運営費	664,000 円×実施月数（国基準給付費を含む）
実績加算	・年間実施日数 105 日以上 209 日未満 年額加算 4,430,000 円 ・年間実施日数が 209 日以上 年額加算 6,628,000 円
開設準備経費	年額上限 4,000,000 円（事業開始の初年度のみ）
無償化	日額上限 3,000 円／1 人 ※区内在住児童のみ対象

※補助額はそれぞれの項目における補助基準額と実支出額と比べていずれか低い額

3 条例制定等について

乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例制定の提案を令和 7 年第 3 回区議会定例会において行う。合わせて、必要な規則、要綱など関係規程の制定等を行う。

なお、子ども・子育て支援法に基づく乳児等通園支援事業の確認に関する条例については、内閣府令が令和 7 年 10 月以降に示される予定であり、内閣府令の発出後に条例制定の提案等を行う。

4 所要経費（令和 8 年度）

（1）歳出予算 902,668 千円

＜内訳＞

①私立保育園等 447,933 千円

②認証保育所 244,992 千円

③私立幼稚園 209,743 千円

（2）歳入予算 902,668 千円

（国事業対象分：国 3/4・都 1/4 都事業対象分：都 10/10）

※令和 7 年度の都補助制度に基づく想定

5 今後のスケジュール（予定）

令和 7 年 9 月 令和 7 年第 3 回区議会定例会に条例案を提案
事業者向け周知

10 月～ 実施事業所の認可等手続き

12 月～ 区民周知

令和 8 年 4 月 事業開始

国事業・都事業・区事業の比較

別紙 1

	国事業 (こども誰でも通園制度) ※現時点で国から示されている内容	都事業 (多様な他者との関わりの機会の創出事業) ※R7年度の事業内容 R8年度の実施は未定	区事業 (未就園児の定期的な預かり事業) ※今回報告する令和8年度の実施内容
目的	全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する	保護者の就労等の有無にかかわらず、未就学児を保育所等で定期的に預かり、多様な他者との関わりの中での様々な体験や経験を通じて、非認知能力の向上等、子供の健やかな成長を図る	国事業・都事業双方の事業目的を踏まえつつ、全ての子育て家庭を応援し子どもの健やかな成長を図る
対象児童	保育所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の子ども	主として保育所等に通っていない、又は在籍していない乳幼児(原則、0～2歳児)	保育所等に通っていない0歳6か月～2歳児クラス年齢の子ども(受入れ年齢は施設種別により異なる)
実施場所	乳児等通園支援事業の認可を受けた事業所(適切に事業を実施できる場所であれば多様な主体の参画が可能)	乳児等通園支援事業の認可を受けた事業所(適切に事業を実施できる場所であれば多様な主体の参画が可能)	乳児等通園支援事業の認可を受けた事業所(私立保育園、私立認定こども園、地域型保育事業、認証保育所、私立幼稚園等)
実施方式	一般型、余裕活用型	一般型、余裕活用型	一般型、余裕活用型
利用方式	柔軟利用、定期利用	定期利用(一定程度継続的(月を単位として複数月)に預かりを実施)のみ	定期利用(一定程度継続的(月を単位として複数月)に預かりを実施)のみ
利用時間	月10時間 (令和8～9年度に限り月3時間以上とすることも可能)	ニーズや受入体制を考慮の上、適切に設定	・国事業分 月10時間(0歳6か月～満3歳未満) ・区事業分 月38時間(0歳6か月～2歳児クラス年齢)
利用料金	300円/時を標準として各事業所が設定	上限275円/時	上限275円/時
利用者負担軽減	生活保護世帯、住民税非課税世帯、年収360万円未満世帯を対象に利用者負担軽減を実施 日額3,000円(上限額)	第1子以降に無償化を実施	・区民が区事業を利用した場合は都補助を活用した無償化 ・それ以外は生活保護世帯、住民税非課税世帯、年収360万円未満世帯を対象に利用者負担軽減を実施 いずれも日額3,000円(上限額)
補助率	国3/4、都1/8、区市町村1/8	都10/10(国補助分を控除)	都10/10(国補助分を控除) ※都事業が令和8年度も同内容で継続した場合
事業者への補助(給付)	0歳児:1,300円/時 1歳児:1,100円/時 2歳児:900円/時	年間受入日数に応じた補助基準額 施設当たり年額 ア 104日以下の場合7,968千円 イ 105日～208日の場合12,398千円 ウ 209日以上の場合14,596千円	国の給付額に加え、区上乗せ補助を実施(都の補助基準額を上限に、国の給付額や既存事業とのバランス等を考慮し、事業種別・実施方式ごとに設定)

